

平成20年度 第1回

福岡市中央卸売市場市場取引委員会

【日時】 平成20年6月4日（水）

13時30分～

【場所】 福岡市中央区長浜3丁目11-3

福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館 2階 第1会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 開設者挨拶

3. 委員紹介

(資 料) 福岡市中央卸売市場市場取引委員会委員名簿 1

4. 議 題

議 題 1 委員長及び副委員長の選任について 2

議 題 2 委託手数料等の弾力化について 3～9

5. 閉 会

(別冊資料)

1. 参考資料(議題2)

福岡市中央卸売市場市場取引委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	選 出 区 分
妹尾 俊見	福岡市議会議員
光 安 力	福岡市議会議員
おばた 久弥	福岡市議会議員
笠 康 雄	福岡市議会議員
外井 京子	福岡市議会議員
高山 博光	福岡市議会議員
甲 斐 諭	中村学園大学 流通科学部教授
波積 真理	熊本学園大学 商学部教授
宮田 浩子	消費生活コンサルタント
児嶋 洋子	アグリレディーズ博多
梅野 弘幸	(株)福岡魚市場 代表取締役社長
金丸 直之	福岡中央魚市場(株) 代表取締役社長
大野 憲俊	福岡大同青果(株) 代表取締役社長
花田 眞也	福岡食肉市場(株) 代表取締役社長

議題1 委員長及び副委員長の選任について

委員長

副委員長

【参考1】 福岡市中央卸売市場業務条例（抜粋）

第7章 市場開設運営協議会及び中央卸売市場市場取引委員会

～ 第83条から第86条まで省略 ～

（会長及び副会長の選任並びに権限）

第87条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

～ 第88条から第91条まで省略 ～

（中央卸売市場市場取引委員会の設置）

第91条の2 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議するため、福岡市中央卸売市場市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

～ 第91条の3から第91条の4まで省略 ～

（招集）

第91条の5 委員長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から発議があつた場合において、必要があると認めるときは、委員会を招集するものとし、委員長がその議長となる。

～ 第91条の6を省略 ～

（協議会の規定の準用）

第91条の7 第86条、第87条及び第91条の規定は、委員会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

【参考2】 市場取引委員会運営要領（抜粋）

（委員長と副委員長の選出）

第3条 中央委員会の委員長及び副委員長については、福岡市中央卸売市場開設運営協議会（以下「開設運営協議会」という）の会長及び副会長が就任するものとする。ただし、これによることが適当でない場合には、委員の互選により選出するものとする。

2 各市場取引委員会の委員長については、開設運営協議会の各部長が就任し、副委員長については各市場取引委員会の委員の互選により選出するものとする。

議題 2

卸売委託手数料の弾力化について

現 行 制 度

1 卸売委託手数料とは

卸売業者が出荷者から販売委託を引受けた物品について、仲卸業者や売買参加者等に卸売した場合に委託者から受け取る報償で、卸売額に一定料率を乗じて算定する。

2 卸売委託手数料以外の報償の收受禁止

卸売業者は、販売委託の引受の際、委託者から委託手数料以外の報酬を收受することが禁止されている。

(卸売市場法第41条、中央卸売市場条例第50条)

3 卸売委託手数料は公定制

委託手数料は、業務規程で定めなければならなくなっており(卸売市場法第41条)、本市では、下表のとおり福岡市中央卸売市場業務条例で定率以内を定め(条例第64条)、中央卸売市場業務条例施行規則において定率を定めている。(規則第69条)

取扱品目	条 例	規 則
野菜及びその加工品	100 分の8.5以内	100 分の8.5
果実及びその加工品	100 分の7.0以内	100 分の7.0
生鮮水産物及びその加工品	100 分の5.5以内	100 分の4.95
肉類及びその加工品	100 分の3.5以内	100 分の3.5
鳥 卵	100 分の3.0以内	100 分の3.0

卸売市場法改正（平成16年）の趣旨

卸売委託手数料については、弾力化し、卸売業者が、提供する機能・サービスに応じて手数料率を設定することも可能とする。

また、国の関与は廃止するが、開設者は一定の関与をすべきであるとして、具体的にどのような制度にするかは、5年の経過措置期間中に開設者が国の示した次の4つの例をもとに定める。

- ア 卸売業者の事前届出制とする場合
- イ 開設者が上限を定めた上で事前届出制とする場合
- ウ 開設者が上限を定めた上で承認制とする場合
- エ 開設者が料率を定める場合

ただし、例示した4例以外の方法も国は可能としている。

本 市 の 対 応

本市は、平成21年4月1日から新制度が施行できるように、取引委員会等の調査審議を経て、中央卸売市場業務条例の改正等所要の手続きを行う必要がある。

報奨金の弾力化について

現 行 制 度

1 出荷奨励金とは

卸売業者が、生鮮食料品等の安定した供給の確保を図るため、出荷者や出荷者団体に対して交付している奨励金である。

2 完納奨励金とは

卸売業者が、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者や売買参加者に対して交付している奨励金である。

3 奨励金は承認制

国からの通達に基づき、開設者の承認制で運用されている。卸売業者は、奨励金を交付しようとするときはあらかじめ市長の承認を受けなければならないと、福岡市中央卸売市場業務条例（第66条、第69条）で定め、承認要領等で交付限度額や交付率を下表のとおり定めている。

部 類	出 荷 奨 励 金		完納奨励金
青果部	1000分の8.5以内	野菜1000分の17～3 果実1000分の10～3	1000分の10.0以内
水産物部	1000分の4.5以内		1000分の4.0以内
食肉部	1000分の10.0以内		1000分の3.0以内
鳥 卵	1000分の3.0以内		1000分の3.0以内

卸売市場法改正（平成16年）の趣旨

出荷奨励金・完納奨励金については、国の関与は廃止するが、開設者は関与しないか又は一定の関与をすべきか、具体的にどのような制度にするかは、5年の経過措置期間中に開設者が国の示した次の4つの例をもとに定める。

- ア 開設者が関与しない場合
- イ 開設者への事後報告制とする場合
- ウ 開設者への事前届出制とする場合
- エ 開設者の承認制とする場合

本 市 の 対 応

本市は、平成21年4月1日から新制度が施行できるように、取引委員会等の調査審議を経て、中央卸売市場業務条例の改正等所要の手続きを行う必要がある。

委託手数料弾力化等にかかる東京都の方針について

委託手数料

◇基本的な方向性◇

届出制

【卸売業者の届出制とする。】

☞取引実態等に応じて、自らの判断で、自由に料率を設定できる制度とする。

【料率の設定について取扱品目別とする。】

☞料率の細分化等による混乱を防止するため、現行の取扱品目(生鮮水産物、野菜、果実、肉類、花き等)別手数料のみ認めることとする。

【料率届出にかかる再変更制限期間の設置】

☞新たな料率を検討する際には、卸売業者、開設者ともに既存の料率に基づく直近の決算状況を分析した上で新料率について判断する必要があるため、最低2年間(当初は3年間)の変更を認めない。

【開設者による料率の変更命令権を規定する。】

☞条例上、料率が①委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき、②卸売業者の財務の健全性を損なう恐れがあると認めるとき、③その他不適切と認めるときは、開設者が卸売業者に料率の変更を命ずることができるものとする。

【届出時における審査】

☞届出時に3年間の事業計画を策定の上、決算書類等とともに提出させ、必要な事前審査を行う。卸売業者の財務の健全性や卸売業務の適正かつ健全な運営が明らかに損なわれる場合は届出を受理しない。また、懸念される場合は、追加資料を提出させる。(料率を変更する場合は財務調査会(仮称)で調査する)

【手続き期間】

☞新料率の適用時期は4月1日からとし、届出は年1回、事前審査は、その6~7ヶ月前とする。

【全ての生産者に料率がわかるよう透明性を確保する。】

☞事前に卸売場・事務所に掲示して周知するほか、都はホームページに卸売業者各社の料率を掲載する。

▼都による業務・財務指導の強化

☞手数料率弾力化後も卸売業者の健全な経営に配慮するため、卸売業者検査(財務指導)や巡回指導(業務指導)を強化し、経営状況の正確な把握に努める。

▼手続違反時の監督処分による制度遵守の徹底

☞条例、規則等に定める手数料関係規定に違反した場合、必要な監督処分を行う。

出荷奨励金

平成20年1月30日
東京都中央卸売市場

◇基本的な方向性◇

承認制

【開設者による承認制とする。】

☞現行どおり、卸売業者の事前申請に基づき都が承認するものとする。

☞物流効率化によるコスト削減や品質管理の向上など、市場機能強化に向けた取り組みに協力する出荷者に支出するなど、承認制のもとで本制度を活用して市場機能の強化を図り、生鮮食品等の安定した供給を確保していく。

完納奨励金

◇基本的な方向性◇

承認制

【開設者による承認制とする。】

☞現行どおり、卸売業者の事前申請に基づき都が承認するものとする。

☞卸売業者と仲卸業者・売買参加者が統一したルールにより代金決済を確実に進めるよう、承認制のもとで本制度を運営して、出荷者への確実な代金決済機能を維持し、生鮮食品等の安定した供給を確保していく。

スケジュール

平成20年1月30日 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会(委託手数料弾力化について方針決定)

4月上旬 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会(条例改正案の諮問・答申)

6月 中央卸売市場条例改正

7月~ 農林水産省への認可申請

平成21年4月 条例施行

卸売委託手数料の弾力化等にかかる本市の考え方

1 卸売委託手数料制度

規制緩和により卸売市場の活性化を図るため、承認制による新制度とし、卸売業者の健全な経営を確保しこの新制度の安定的な運用を図ることにより市場機能を強化する。

(1) 新制度により、市場の活性化を図る。

卸売業者が機能・サービス等取引実態に応じて自らの判断で、料率を設定できる制度とすることにより、卸売業者の創意工夫を可能とし、市場の活性化を図る。

(2) 新制度においても、委託者への不当な差別的取扱いは禁止する。

市長は、卸売業者が定めた手数料率が委託者に対し差別的取扱いをするものであるときは、承認をしてはならない。

(3) 新制度においても、卸売業者の健全な経営を確保する。

市長は、卸売業者が定めた手数料率が卸売業者の財務の健全性を損ない、卸売業者の適正かつ健全な経営を阻害するおそれがあると認めるときは、承認をしてはならない。

(4) 委託者への周知

卸売業者は、承認を受けた委託手数料の率を卸売場など委託者が見やすい場所に掲示する。

(5) 新制度においても、委託手数料以外の報償の收受は禁止する。

卸売業者が出荷者から販売の委託の引受けの報酬については、委託手数料が唯一の報酬であり、委託者から市長が承認した委託手数料以外の報酬は受けてはならない。

(6) 新制度の安定的な運用を図る。

平成21年4月1日からの新制度への移行に際しては、取引に混乱を招かないように円滑な移行を行い、出荷者が引き続き安心して卸売市場へ生鮮食料品等を販売委託できる仕組みとする。

2 出荷奨励金・完納奨励金制度

効率的な市場への出荷や卸売代金の確実な決済を促進し、市場機能を強化するため、現在の奨励金制度は、左記の卸売委託手数料制度との調整を図りながら維持する。

(1) 出荷奨励金制度

市場への安定供給やコスト削減等、市場機能強化を確保するため、今後とも本市が統一的な基準を設けて、関与する承認制度を維持していく。

(2) 完納奨励金制度

出荷者への代金決済を早期にかつ確実に行うことにより安定的な出荷を確保する機能を有しており、生鮮食料品等の安定した供給を確保していくため、今後とも本市が統一的な基準を設けて、関与する承認制度を維持していく。

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則改正案

改 正	現 行
<p>■ 福岡市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和46年福岡市規則第94号)</p> <p>(委託手数料の率の承認)</p> <p>第69条 条例第64条第1項の承認を受けようとする卸売業者は、同条第2項の規定による申請の書面を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)申請者の名称</p> <p>(2)当該委託手数料の率</p> <p>(3)当該委託手数料の率とする理由</p> <p>(4)前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項</p> <p>(委託手数料の率の対象)</p> <p>第69条の2 条例第64条第1項の承認を受けようとする卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその受託者から收受する委託手数料の率を定めるときは、次に掲げる取扱品目によるものとする。</p> <p>(1)野菜及びその加工品</p> <p>(2)果実及びその加工品</p> <p>(3)生鮮水産物及びその加工品</p> <p>(4)肉類及びその加工品</p> <p>(5)鳥卵</p> <p>2 (削除)</p> <p>3 (削除)</p> <p>(承認申請時の説明等)</p> <p>第69条の3 市長は、条例第64条第1項の承認を受けようとする卸売業者から、必要な事項について説明を求めることができる。</p> <p>卸売業者からの説明の聴取方法等については、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(委託手数料の承認の経過措置)</p> <p>2 卸売業者は、この条例施行の日前においても、第69条の規定の例により、委託手数料の率についての申請書面を市長に提出することができる。</p>	<p>(委託手数料の率)</p> <p>第69条 条例第64条に規定する委託手数料の率は、取扱品目の種類ごとに次に掲げるとおりとする。</p> <p>野菜及びその加工品 100分の8.5</p> <p>果実及びその加工品 100分の7.0</p> <p>生鮮水産物及びその加工品 100分の4.95</p> <p>肉類及びその加工品 100分の3.5</p> <p>鳥卵 100分の3.0</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)第9条及び第10条の規定により独立行政法人農畜産業振興機構が売り渡す指定食肉(輸入牛肉を除く。)についての委託手数料の率は、100分の2とする。</p> <p>3 第1項に規定する肉類及びその加工品の委託手数料の率は、食肉部の卸売業者が条例第47条の規定により家畜を解体し、枝肉として販売することの委託を受けた場合における原皮、内臓及び副産物の委託手数料について準用する。</p>

福岡市中央卸売市場業務条例改正案

改 正	現 行
<p>■ 福岡市中央卸売市場業務条例(昭和46年福岡市条例第59号)</p> <p>(委託手数料以外の報償の收受の禁止) 第50条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第64条の規定により承認された委託手数料以外の報償を受けてはならない。</p> <p>(受託契約約款) 第51条 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) 3 (現行のとおり) (1)から(8)まで (現行のとおり) (9) 委託手数料に関する事項 (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項 (11) 仕切に関する事項 (12) 第45条第1項ただし書、第54条第3項又は第92条の規定による場合に関する事項 (13) 食肉販売の委託を受けた家畜の保管、とさつ及び解体の引受け並びにこれらの料金に関する事項 (14) 原皮及び内臓その他副産物の販売方法並びに販売予定価格に関する事項 (15) 量目、計量に関する事項 (16) 前各号のほか重要な事項 4 (現行のとおり)</p> <p>(仕切り及び送金) 第62条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、当該卸売をした物品の品名、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条及び次条において同じ。)、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に100分の5を乗じて得た額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第68条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に100分の5を乗じて得た額)、控除すべき委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課税される消費税に相当する額をいう。以下同じ。))及び地方消費税額(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。))を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を記載した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。 2 (現行のとおり)</p>	<p>(委託手数料以外の報償の收受の禁止) 第50条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第64条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。</p> <p>(受託契約約款) 第51条 (略) 2 (略) 3 (略) (1)から(8)まで (略) (9) 委託者の負担すべき費用に関する事項 (10) 仕切に関する事項 (11) 第45条第1項ただし書、第54条第3項又は第92条の規定による場合に関する事項 (12) 食肉販売の委託を受けた家畜の保管、とさつ及び解体の引受け並びにこれらの料金に関する事項 (13) 原皮及び内臓その他副産物の販売方法並びに販売予定価格に関する事項 (14) 量目、計量に関する事項 (15) 前各号のほか重要な事項 4 (略)</p> <p>(仕切り及び送金) 第62条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、当該卸売をした物品の品名、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条及び次条において同じ。)、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に100分の5を乗じて得た額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第68条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及び当該合計額に100分の5を乗じて得た額)、控除すべき第64条に規定する委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課税される消費税に相当する額をいう。以下同じ。))及び地方消費税額(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により課税される地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。))を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を記載した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。 2 (略)</p>

(委託手数料の率の承認)

第64条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の率について、あらかじめ定め市長の承認を得なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その同項の承認をしてはならない。

(1) 委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引がそこなわれること又は卸売業者の財務の健全性がそこなわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるとき。

(2) その他不適切と認めるとき。

4 卸売業者は、承認を受けた委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

(委託手数料の率の変更命令)

第64条の2 市長は、第64条第3項第1号から第2号の規定に該当することとなったときは、卸売業者に委託手数料の率の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(出荷奨励金の交付)

第66条 (現行のとおり)

(完納奨励金の交付)

第69条 (現行のとおり)

附 則(平成20年 月 日条例 号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、規則の公布の日から施行する。

(委託手数料の率の経過措置)

2 卸売業者は、この条例施行の日前においても、第64条の規定の例により、委託手数料の率について市長の承認を受けることができる。この場合において、当該承認の効力は、この条例の施行の日から生ずるものとする。

(委託手数料の率)

第64条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次に掲げる率以内において規則で定める率を乗じて得た金額とする。

野菜及びその加工品 100分の8.5

果実及びその加工品 100分の7.0

生鮮水産物及びその加工品 100分の5.5

肉類及びその加工品 100分の3.5

鳥卵 100分の3.0

(出荷奨励金の交付)

第66条 (略)

(完納奨励金の交付)

第69条 (略)